

市内教育・保育施設
施設長 各位

弘前市健康こども部こども家庭課長

特定教育・保育の提供を開始する際の重要事項説明に係る
同意書の参考様式送付について

日頃より当市の教育・保育行政にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準により、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ教育・保育給付認定保護者に対し、運営規程の概要などの重要事項について記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならないとされています。

同意を得る際に使用する様式について、いくつかの施設から問い合わせがあったことから、下記のとおり参考様式を作成しましたので、適宜ご活用くださるようお願いいたします。

記

1. 参考様式 別添のとおり（重要事項の説明に関する同意書）

2. 留意事項

(1) 特定教育・保育の提供の開始にあたり、重要事項に対する保護者からの同意を
書面で得ていない場合、令和2年4月以降に利用を開始する児童については、
必ず書面にて同意の確認を行うようにしてください。

令和2年度以降、書面にて保護者の同意の確認を行っていないことが認められた場合、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査(市で実施する監査)において、指摘事項となる場合がありますのでご注意ください。

(2) すでに施設独自で作成している様式(施設と保護者との間で、利用開始時に重要事項について記された文書の交付及び説明が行われたことが確認できるもの)がある場合、その様式を引き続き使用して差し支えありません。

以上

【担当】

こども家庭課 保育係

電話:35-1131(直通)